

# 特殊健康診断項目表

2021/1/1改定版

《有機溶剤》 有機溶剤の種類により指定有機溶剤の場合には、基本項目の他に異なる検査項目が加わります。

指 定 溶 剤		必 要 項 目
A	キシレン・トルエン・1,1,1-トリクロロエタン ノルマルヘキサン	基本項目 + 尿中代謝物
B	N,N-ジメチルホルムアミド	基本項目 + 尿中代謝物 + 肝機能検査
C	オルト-ジクロロベンゼン・クレゾール クロロベンゼン 1,2-ジクロロエチレン	基本項目 + 肝機能検査
D	エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル	基本項目 + 貧血検査
E	二硫化炭素	基本項目 + 眼底検査
※指定以外の有機溶剤		基本項目

◆じん肺	◆石綿	◆鉛	◆電離放射線
------	-----	----	--------

## 《特定化学物質》

【特別有機溶剤】	◆カドミウム又はその化合物
※ エチルベンゼン	◆クロム酸
※ スチレン	◆コールタール
※ クロロホルム	◆3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
※ 四塩化炭素	◆シアン化カリウム・シアン化水素・シアン化ナトリウム
※ 1,4-ジオキサン	◆トリレンジイソシアネート (TDI)
※ 1,2-ジクロロエタン	◆ニッケル化合物
※ 1,1,2,2-テトラクロロエタン	◆弗化水素
※ ジクロロメタン	◆ベンゼン
※ テトラクロロエチレン	◆マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガン含む)
※ トリクロロエチレン	◆溶接ヒューム
※ メチルイソブチルケトン	◆硫化水素

(注) 特定化学物質で、※印の特別有機溶剤については、①1種類または複数種類の特別有機溶剤の含有量が重量の5%を超える製剤等、②特別有機溶剤と他の有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤等は、有機溶剤健康診断を実施する必要があります。特定化学物質健康診断と有機溶剤健康診断の両方を必要とする場合があります。

※クロム酸、コールタールは、健康管理手帳交付業務にクロム酸4年以上、コールタール5年以上従事した方は、胸部X線検査が必要となります。当クリニックでは、事前にお申し出がない場合は、胸部X線検査は実施いたしません。

## 《指導勧奨による健康診断》

◆騒音(精密聴力)	◆情報機器作業
◆騒音(簡易聴力)	◆情報機器作業(眼位・調節機能検査省略)
◆紫・赤外線	◆上肢作業(引金付工具・金銭登録)
◆レーザー光線	◆腰痛(診察のみ)
◆振動業務	◆腰痛(診察 + 腰椎X線検査2方向)